平成２６年（フ）第４１８号
広島市安佐北区三入６丁目24番６―301号
債務者　河本百百代
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２５号
広島市南区宇品御幸２丁目９番６号
債務者　藤井　英俊
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２６号
広島市南区宇品御幸２丁目９番６号
債務者　藤井　　和
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２７号
広島市安佐北区真亀４丁目３番61―301号
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０号
広島県三原市田野浦３丁目10番14号
債務者　竹原　直希
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
広島県尾道市因島重井町3804番地１
債務者　水戸　省三
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１１２号
愛媛県新居浜市中村１丁目11番46号、前住所愛媛県松山市小坂５丁目13番10号　グランドハイム小坂305号
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１２０号
愛媛県新居浜市西泉町８番35号、前住所愛媛県新居浜市中西町９番13号
債務者　徳永　博典
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２９２号
大分県由布市挾間町向原339番地３　園田ビル202
債務者　桑元麻三子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４９号
宮崎市下北方町花切5678番地３
債務者　尾﨑　尚史
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６２号
宮崎市大字恒久5690番地１　Ａ―ＳＴＥＰ恒久102号、前住所名古屋市西区山木２丁目33番地　第一独身寮202号
債務者　杉尾　勝実
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３７号
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目31番１号
債務者　川口　陽平
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市加治屋町６番５号　コーポ田中301号
債務者　吉田　多恵
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目14番20号　リキパレス205号
債務者　宮園　昭子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4049番地４第９マルティビル502号
債務者　西田幸太郎
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
鹿児島県垂水市牛根麓4374番地３
債務者　松﨑　俊樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿屋市新川町198番地３　１号棟
債務者　久木田豊美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿屋市新生町8759番地１　県営パークヒルズ鹿屋団地９棟18号
債務者　田村　隆雄
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係